

障害者総合支援法に基づくやすらぎ園短期入所運営規程

(事業の目的)

第1条 海南海草老人福祉施設事務組合が設置する特別養護老人ホームやすらぎ園（以下「事業所」という。）が実施する障害者総合支援法（平成24年法律第51号。以下「法」という。）に基づく短期入所事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害者又は障害児（以下「利用者」という。）の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な障害福祉サービスを提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 この事業所が実施する事業は、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、短期間の入所を必要とする利用者につき、短期間の入所を提供し、必要な保護及び援助を行うものとする。

- 2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるもとする。
- 3 事業の実施にあたっては、地域との結び付きを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずる。
- 5 前三項の他、「和歌山県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成二十四年和歌山県条例第67号）その他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 特別養護老人ホーム やすらぎ園
- (2) 所在地 和歌山県海草郡紀美野町下佐々 1408番地7

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 施設長 1名（常勤職員）
施設長は、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の実施に関し、事業所の職員に対し法令等を遵守させるため必要な指揮命令を行う。
- (2) 医師 2名（非常勤職員）
医師は、健康管理及び療養上の指導を行う。
- (3) 生活相談員 1名（常勤職員1名）
生活相談員は、日常生活上の相談・援助を行う。

(4) 介護職員 34名以上（非常勤職員含む）

介護職員は、日常生活上の介護及び相談・援助を行う。

(5) 看護師 3名以上（常勤職員）

看護師は、健康管理及び療養上の看護を行う。

(6) 管理栄養士 1名（常勤職員1名）

栄養士は、提供する食事の献立作成及び栄養管理を行う。

(7) 事務職員 3名以上（常勤職員）

事務職員は事業所の運営に必要な事務を行う。

2 第1項に定めるもののほか、必要がある場合はその他の職員及び定数を超えて置くことが出来る。

(主たる対象者)

第5条 事業所におけるサービス提供の主たる対象者は、身体・知的・精神障害者、障害児、難病等対象者とする。

(短期入所の内容)

第6条 短期入所の内容は次のとおりとする。

(1) 食事の提供

(2) 機能訓練

(3) 入浴・清しき・排泄等の介護

(4) 健康管理

(5) 生活相談・援助

(6) その他日常生活上の世話

(7) 送迎

(8) 介護方法の指導

(利用者から受領する費用の額等)

第7条 事業者は、障害福祉サービスを提供した際には、支給決定を受けた障害者又は障害児の保護者（以下、「支給決定障害者等」という。）から、市町村が定める負担上限月額の範囲内において利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 事業者は、法定代理受領を行わない障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者等から前項に掲げる利用者負担額のほか、厚生労働省が定める費用の額の支払を受けるものとする。

3 事業者は、前二項の支払を受ける額のほか、短期入所において提供される便宜に供する費用にうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

(1) 食費 (ア) 1日につき 1,445円

(イ) 朝食 1食につき 289円

(ウ) 昼食 1食につき 636円

(エ) 夕食 1食につき 520円

ただし、利用者負担上限額区分が生活保護・低所得・一般1の方に関しては、食

費は食材料費のみとなりますので、利用された月にかかる費用の実費を頂きます。

(2) 光熱水費の実費

(3) 送迎費

1. 入退所にかかる送迎で、構成市町以外の方の場合、構成市町との境界より 1 kmにつき 100 円が加算されます。

なお、一部事務組合の当園は送迎加算の対象となりませんので、送迎先に関わらず実費 1,860 円、その場所が構成市町以外の場合は前述の金額が加算されます。

2. 様態急変時を除く利用者の個人的な希望により施設の車を使用した場合は次の送迎にかかる費用。

片道	5 km迄	500 円
片道	5 kmを超えて 10 km迄	1,000 円
片道	10 kmを超えて 20 km迄	2,000 円

※原則として片道 20 km を超える場合には対応しない。

(4) 教養娯楽費

行事・余暇活動にかかる費用の実費を頂きます。

(5) 設備使用料

- ア. 和室使用料 (1 日 5,000 円)
- イ. ゲストルーム使用料 (1 日 5,000 円)
- ウ. ソファーベット貸し出し料 (1 日 500 円)
- エ. 寝具のみ (かけ布団、しき布団、枕) 貸し出し料 (1 日 100 円)
- オ. テレビ貸し出し料 (1 日 500 円)

(6) 預り金管理費 1 日 34 円 (1 ヶ月上限 1,000 円)

ただし、施設での預り金がある方のみ対象となります。

- 4 事業所は、前三項の費用の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。
- 5 事業所は、第三項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第8条 短期入所の提供の開始に際し、あらかじめ利用申込者又はその家族に対し、事業所の運営規程の概要、短期入所従業者の勤務体制その他利用申込者のサービス選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、サービスの内容について利用申込者の同意を得るものとする。

(緊急時及び事故発生時における対応方法)

第9条 事業所の従業者は、障害福祉サービスの提供中に利用者の症状の急変その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。主治医への連絡等が困難な場合は、医療機関への緊

急搬送等必要な措置を講ずる

(非常災害対策)

第10条 事業所は非常災害に関する具体的計画を立てておくとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(個人情報の保護)

第11条 事業所は、その業務上知り得た利用者及びその家族の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守し、適正に取り扱うものとする。

- 2 職員は、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 職員であった者に、業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持するため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の障害福祉サービス事業者等に対して、利用者及びその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により利用者等及びその家族の同意を得るものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止に関する措置)

第12条 事業者は、障害者等の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する。

(苦情解決)

第13条 事業所は、提供した障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、提供した障害福祉サービスに関し、障害者総合支援法第48条の規定により、市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(身体拘束等の禁止)

第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。
 - 3 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講ずる。
- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施する。

(虐待の防止)

第15条 事業所は、虐待発生の防止に向け、本条各号に定める事項を実施するものとする。また、施設は、これらの措置を適切に実施するための専任の担当者とする。

- 2 施設では、虐待防止検討委員会を設ける。その責任者は施設長とする。
- 3 虐待防止検討委員会は、職員への研修の内容、虐待防止のための指針策定、虐待等の相談及び苦情解決体制の整備、虐待を把握した際の通報、虐待発生時の再発防止策の検討、成年後見制度の利用支援等を行う。なお、本虐待防止検討委員会は、場合により他の委員会と一体的に行うほか、テレビ会議システムを用いて実施する。
- 4 職員は、年2回以上、虐待発生の防止に向けた研修を受講する。
- 5 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止検討委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努める。

(ハラスメント対策)

第16条 事業所は、職場におけるセクシュアルハラスメント（上司や同僚に限らず、利用者やその家族等から受けるものも含む）やパワーハラスメント、従業者の就業環境が害されることを防止のために雇用管理上の措置を講じるものとする。

この他、顧客等からの著しい迷惑行為（カスタマーハラスメント）の防止のために、事業主が雇用管理上の配慮として、以下の取組を行うことが望ましいとされています。

- 一 相談に応じ、適切に対応するため必要な体制の整備
- 二 被害者への配慮のための取組（メンタルヘルス不調への相談対応、行為者に対して1人で対応させない等）
- 三 被害防止のための取組（マニュアル作成や研修の実施等、業種・業態等の状況に応じた取組）

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定短期入所生活介護〔指定介護予防短期入所生活介護〕の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第18条 事業所は、当事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう、次の各号に掲げる措置を講ずるよう努める。

(1) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催する

とともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施する。

(その他運営についての留意事項)

第19条 事業所は従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後1か月以内

(2) 繼続研修 年12回

2 事業所は、従業者、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

3 事業所は、利用者に対する障害福祉サービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から2年間保存しなければならない。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、海南海草老人福祉施設事務組合と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規程は、平成27年11月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

この規程は、令和元年10月1日から施行する。

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年8月1日から施行する。

この規程は、令和4年4月1日から施行する。

この規程は、令和5年6月1日から施行する。

この規程は、令和5年8月1日から施行する。

この規程は、令和6年4月1日から施行する。

第7条関係（別表）

[利用料]

1. 給付対象サービス内容

福祉型短期入所サービス費（I） 1日当たり：円

	区分1・2	区分3	区分4	区分5	区分6
1. 入居者のサービス料金	5,090円	5,830円	6,480円	7,840円	9,230円
2. うち市町村等から給付される金額	4,581円	5,247円	5,832円	7,056円	8,307円
3. サービス利用に係る自己負担金	509円	583円	648円	784円	923円
4. 短期利用加算		30円			
5. 栄養士配置加算（I）		22円			
6. 食事提供体制加算		48円			
7. 送迎加算		186円			
8. 緊急短期入所受入加算（I）		270円			

※障害者制度の給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて負担額を変更します。

※食事提供体制加算は利用者負担上限額区分が一般2以外の方に適用されます。

2. 給付対象外サービス内容

①食事の提供に要する費用

食事費用	
食事の提供に要する費用	1日 1,445円（朝食 289円 昼食 636円 夕食 520円）

※利用者負担上限額区分が生活保護・低所得・一般1の方に関しては、食事費用は食材料費のみと

なりますので、利用された月にかかる費用の実費を頂きます。

②光熱水費

利用された月にかかる費用の実費を頂きます。

③送迎費

一. 入退所にかかる送迎で、構成市町以外の方の場合、構成市町との境界より1kmにつき100円が、送迎費に加算されます。

なお、一部事務組合の当園は送迎加算の対象となりませんので、送迎先に関わらず実費1,860円、その場所が構成市町以外の場合は前述の金額が加算されます。

二. 様態急変時を除く利用者の個人的な希望により施設の車を使用した場合は次の送迎にかかる費用がかかります。

片道 5km迄 500円

片道 5kmを超え10km迄 1,000円

片道 10km を超え 20km 迄 2,000 円

※原則として片道 20km を超える場合には対応しかねますのでご了承下さい。

④教養娯楽費

行事・余暇活動にかかる費用の実費を頂きます。

⑤設備使用料

ア. 和室使用料 (1日 5,000 円)

イ. ゲストルーム使用料 (1日 5,000 円)

ウ. ソファーベット貸し出し料 (1日 500 円)

エ. 寝具のみ (かけ布団、しき布団、枕) 貸し出し料 (1日 100 円)

オ. テレビ貸し出し料 (1日 500 円)

⑥預り金管理費 1日 34 円 (1ヶ月上限 1,000 円)

※施設での預り金がある方のみ対象となります。

⑦短期入所生活介護ご利用の中止

入所前にお客様のご都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

1. 入所日の前々日 17:00 までにご連絡いただいた場合	無 料
2. 入所日の前日 17:00 までにご連絡いただいた場合	利用日額の 10%
3. 入所日の前日 17:00 以降にご連絡いただいた場合	利用日額の 20%
4. 入所当日になった場合	利用日額の 100%

⑧その他

ア. 歯磨き用チューブ、歯ブラシ、ティッシュペーパー、義歯洗浄剤等の日用生活品費

イ. 気管カニューレ等の方で常時吸引を必要とする場合の吸引カテーテル、経管栄養の方で医療保険対象食品を使用されている方にかかるイルリガートル等の医療保険対象外の消耗品

ウ. 汎用車椅子 (標準・スイング式・リクライニング) 以外の車椅子、歩行器、ポータブルトイレ等の施設備付以外の介護用品

エ. その他日常生活費にかかる実費

3 利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所していただく場合があります。

- ・利用者が中途退所を希望した場合
 - ・入所日の健康チェックの結果、体調が悪かった場合
 - ・利用中に体調が悪くなった場合
 - ・他の利用者の生命または健康に重大な影響をあたえる行為があった場合
- 上記の場合で、必要な場合は、ご家族または緊急連絡先へ連絡するとともに速やかに主治の医師または歯科医師に連絡を取る等必要な措置を講じます。

4 利用料の支払方法

当月の利用終了後、翌月中に納付書を郵送しますので、所定金融機関に振り込んで下さい。ただし、翌月中に利用がある場合は、郵送ではなく、入退所時に納付書を手渡すこともあります。